

損害賠償額の決定について

消防用車両による事故に係る損害賠償額を次のように決定する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 損害賠償額 12,879,571円
- 2 相手方 熊本市在住の66歳男性
- 3 事故の概要 平成23年12月11日、熊本市北区鶴羽田2丁目において、中央消防署北部出張所の職員が空地調査を行うため消防用車両を勾配のある市道の路肩に停車させた。調査の終了後、職員が当該車両の右後輪の車輪止めを外し、車外で帰所準備をして待機していたところ、当該車両が後退し始め、そのまま市道の対向車線側の壁面に衝突し停止した。その際、後退中の当該車両を職員とともに制止しようとした相手方が当該車両に接触して転倒し、右肩甲骨骨折、右肋骨骨折、頸椎骨折等の損害を与えたものである。

(提出理由)

平成23年12月11日発生 of 消防用車両による事故に係る損害賠償の額を決定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。